

次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

No.	項目	質疑の内容	回答
1	既存事業（プログラム）名称の使用および併記の可否について	本プロジェクトを遂行するにあたり、「金沢市委託事業」である旨を明記した上で、受託者が独自に展開している既存事業（プログラム）の名称を冠して実施すること、あるいは正式名称と併記して掲げることは可能でしょうか。	可能です。ただし仕様書に沿った内容での実施としてください。
2	広報物および成果物における受託者ロゴ・名称の表示制限について	上記が可能な場合、チラシやSNS等による広報、および成果物（動画・写真等）において、プログラム名やロゴ等を表示することに制限はありますか。	ありません。
3	経費の内訳について	業務委託費の上限額（1,500,000円）について、以下の経費は当該予算内に含めるべきか、あるいは市や受講生の負担を想定しているかご教示ください。 ① 外部講師への謝礼および旅費 ② 参加する高校生を対象としたイベント保険料 ③ プログラム期間中に受講生へ貸与するノートPC等のレンタル費用	業務委託費上限額を超えて市が負担することはありません。また、業務上必要な場合は、参加者から費用を徴収しても差し支えありません。
4	企画立案について	仕様書「6 その他（2）」に記載のある「県内の高等学校における『総合的な探求の時間』の状況等を踏まえ企画立案を行うこと」について、具体的な意図をご教示ください。例えば、既存の探究学習の成果を引き継ぐ形でのプログラム構成を求めているのか、あるいは学校行事やカリキュラムの進捗を考慮した日程・内容設定を指しているのか等、市が重視するポイントを具体的にお教えください。	学校教育における『総合的な探求の時間』の内容を踏まえ、より充実した企画立案を行っていただくことを意図しています。
5	実施事業の名称について	昨年度まで金沢市産業政策課で主催していた高校生向けのプログラムである「ZERO→ICHI KANAZAWA U-18」の名称を使用することは可能でしょうか。	可能です。
6	企画提案書の記載について	本事業の実施計画や運営体制等の概要を、図表やイメージ図等を用いた資料の提出を検討しております。つきましては、以下の2点についてご教示ください。企画提案書（様式2の2）の指定枠内に、文字だけでなく図表や画像を直接挿入して作成・提出してもよろしいでしょうか。上記が不可の場合、または枠内に収まらない場合、様式2の2とは別に、企画の概要を図解した別添資料を添付して提出することは可能でしょうか。	企画提案書（様式2の2）の指定枠内に記載が収まらない場合は、企画提案書記載の一項目について、A3の枠内の範囲にまで広げて記載していただくことは可能です。
7	知的財産権等について	仕様書「6 その他（6）」にて、チラシ等の成果物の著作権は貴市に帰属すると定められておりますが、プログラムの過程において参加高校生が考案・作成した「ビジネスプラン（アイデア）」や「プロトタイプ（試作品）」に関する知的財産権等については、考案した高校生本人等に帰属するという認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
8	実施会場について	プログラムのイベント（全3回程度を想定）を実施するにあたり、「金沢未来のまち創造館」等の市有施設を、事前に相談の上で会場として無償または減免措置にて利用することは可能でしょうか。	可能です。